

令和2年度 第1回男女平等推進市民委員会 議事録

日時 令和2年(2020年)7月10日(金)午後6時45分～8時45分

場所 くにたち市民総合体育館 第1・2会議室

出席委員 谷川委員長、池田副委員長、遠藤委員、太田委員、至田委員、古旗委員、本田委員、  
宮原委員、武藤委員、山下委員

事務局 宮崎政策経営部長、吉田市長室長、高橋市長室長補佐、大塚主事、庄司主事

<議事要旨>

【事務局】これより令和2年度第1回国立市男女平等推進市民委員会を開会します。本日は皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。

今回は新たな諮問事項になりますので、司会進行は私、市長室長の吉田が務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして永見市長から皆様に御挨拶をさせていただきます。

【永見市長】皆さん、こんばんは。市長の永見です。日頃から市政全般、そして共同参画社会づくりにご協力いただきまして、ありがとうございます。

昨年の12月議会において、条例でパートナーシップの条項を位置づけて推進を図ってほしいという陳情が全員一致で採択されました。それを受けて、本日、その内容に沿いまして諮問させていただくということでお集まりいただきました。コロナの関係でなかなか開けなかったということが1つと、12月の市長選挙の前までには条例に位置づけてほしいという強い要望があり、2カ月半ぐらいの検討期間しかないのですけれども、ご検討のほど、お願い申し上げます。

【事務局】それでは、諮問書を永見市長より谷川委員長に交付させていただきます。

【永見市長】国立市男女平等推進市民委員会委員長様。国立市長 永見理夫。諮問書。

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第17条に基づき、下記事項について、貴委員会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

1. 諮問事項 パートナーシップ制度創設に向けた「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の改正について

2. 諮問理由 国立市では、令和元年国立市議会第4回定例会において「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づきパートナーシップ制度を条例に付け加える陳情」が採択されたことを受け、パートナーシップの早期創設を目指しております。

同性・事実婚カップルを対象とした、パートナーシップ制度創設に向けて「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の改正について、貴委員会のご意見を伺うものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

【委員長】検討させていただきます。

(諮問書 交付)

【事務局】ありがとうございます。

それでは、ここで市長は次の公務がございますので退席させていただきます。

【永見市長】どうぞよろしく願いいたします。

(市長 退室)

【事務局】では、引き続き議事の進行をさせていただきます。初めに本委員会の公開並びに会議録の取扱い等、今後の会議運営につきまして皆様のご承認を頂きたいと存じます。

本会議における取り決め事項について、事務局からご説明します。

同意をいただきたい点は次の4点です。

- 1、会議は原則公開とすること。
- 2、会議内容を録音して会議録として残すこと。
- 3、会議録は市のホームページ等にて公表すること。
- 4、審議会中、記録のために写真を撮影することがあること。

以上でございます。

例年、これまでの会も同様の内容となっておりますが、何かご質問、ご異議等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、承認とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、配付資料の確認をしたいと思います。まずは、「令和2年度第1回国立市男女平等推進市民委員会」というタイトルの次第。資料1、諮問書の写し。資料2、条例。規則が最後についております。

資料3「パートナーシップ制度の創設について」というタイトルのもの。資料4、先行自治体の条例におけるパートナーシップ関連の条文をまとめたもの。資料5、検討スケジュール。資料6、「同性カップル、事実婚当事者の課題とパートナーシップ制度への意見・要望」。資料7「主な地方自治体のパートナーシップ制度一覧」。最後に資料8、制度の論点整理シートです。

そして、参考資料としまして、今回の陳情、関連する議会の議事録等々、総社市の宣誓制度のガイドラインをお配りしております。全部で4種類です。資料ナンバーが振られたものを中心に議論を進めたいと思っております。過不足等ありませんでしょうか。それでは、早速具体的な協議に入りたいと思っております。

今回の主な審議の概要について、資料2「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の条文をご覧ください。主に今回はこの条例を改正していくということになり、改正する条文等をこの後の議論の中で検討していただきたいと思っております。

続きまして、資料3「パートナーシップ制度の創設について」の1番「趣旨」。先ほど市長からもお話がありました令和元年国立市議会第4回定例会におきまして、「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づきパートナーシップ制度を条例に付け加える陳情」が全会一致で採択されました。また、2019年11月に皆様とともに検討させていただきました「多様な性と人権に関する市民意識調査」におきまして、「同性カップルのパートナーシップ制度について」という質問項目に対し、市民の方の回答が「賛成」「やや賛成」を合わせて約76%の結果となりました。これらのことを踏まえまして、(仮称)パートナーシップ制度を創設するというのが趣旨となります。

次に、「パートナーシップ制度について」です。

「(1) 制度の目的」ですが、今回、条例に基づきすべての人が性別、性的指向、性自認に関わらず、誰もが人生を共にしたいと思うパートナーと共に、安心して暮らすことのできるための制度とする。

「(2) 制度設計」は、条例を改正し、パートナーシップ制度に関する規定を加える。

「(3) パートナーシップ制度の内容の検討」につきましては、①、事務局では、これまで4月から今回の7月までの間は、主に当事者の方、そしてアドバイザーからご意見を伺いながら、制度に対する意見や要望を集約してまいりました。今後は、市の意思決定機関に当たります庁議、そして男女平

等参画に関する意思決定機関であります男女平等推進会議等におきまして協議を進めていきたいと考えています。

②は市民委員会になります。こちらでは主に条例案を含む制度全般につきまして、本日の市長からの諮問に基づき、今後皆様には審議、そして9月の半ばを目途に答申を頂きたいと思っております。審議内容は、この制度の対象者や要件、具体的な手続等と考えています。

「(4) 制度導入自治体の状況」は、全国の地方自治体のうち、パートナーシップ制度を導入しているところが、2020年7月1日現在で約55自治体となっております。ここに「約」とありますのは、パートナーシップ制度を取りまとめる主だった省庁等がありませんので、様々なメディア等に出ている数字のためです。

資料7に主な自治体のパートナーシップ制度の一覧を載せています。自治体名に網かけしてあるところが東京都内の自治体を表しているものです。適宜ご参考ください。

続きまして、資料4「先行自治体の条例におけるパートナーシップ関連の条文まとめ」。現在、国立と同様に条例でパートナーシップ制度を位置づけている自治体が全部で5つあります。渋谷区、豊島区、岡山県総社市、港区、そして三重県いなべ市がこの7月1日から条例に位置づけております。この中で渋谷区、総社市、豊島区、港区の4区市の条例上におけるパートナーシップに関連する条文を抜粋しております。

自治体によって書いてある条文の内容が少し違っており、例えば渋谷区は、第2条8号の中でまずはパートナーシップの定義を掲げ、その後、パートナーシップ証明について、具体的な手続を書いています。

一方、その下の岡山県総社市は、パートナーシップの定義をまず入れ、その後、宣誓の説明をしています。そして、第12条では、パートナーシップの宣誓に関しての具体的な条文が書かれています。

豊島区も、まずはパートナーシップの定義を入れ、次はパートナー。パートナーシップに対してパートナーの定義。その後にはパートナーシップ制度につきまして、具体的にはどのような制度なのかということを中心にまとめています。

最後に港区は、パートナーシップ制度という名前ではなく、「みなとマリアーージュ」という制度になっており、第9条の中で説明しています。

自治体によって多少の差はありますが、今回、国立市においてもこういった内容が、条文の中に盛り込んでいく1つの想定としてあり得ると思っております。

続きまして、資料5のスケジュールのご説明をしたいと思います。4月から6月にかけて、事務局と市のアドバイザーで制度案の検討を進めてまいりました。7月になりまして、今回7月10日の第1回男女平等推進市民委員会におきまして諮問させていただいているところです。

今後の予定としましては、第2回を7月21日、第3回を8月4日、ここまです論点整理の期間とします。その後、8月7日から27日にパブリックコメント。第4回市民委員会を8月28日に開催し、ここでパブリックコメントの結果の集約した後、その結果を踏まえまして9月4日に議会に報告させていただきたいと考えています。場合によっては、議会の結果等も踏まえて、第5回の市民委員会を別途行う可能性もありますが、9月17日を目途としまして条例案の答申を頂きたいと考えております。

ここまでの市民委員会の流れですけれども、その後の流れを簡単に説明させていただきます。

11月に本条例案を議会提案、その後に規則等の案の作成、手引き等準備をしまして制度周知を経

て、予定としては4月1日から開始と考えております。場合によっては準備が整い次第、1、2カ月前倒しで施行するという事も考えられるかと思ます。

続きまして、資料6は、同性カップル、事実婚当事者の方の抱える課題とパートナーシップ制度に対する意見と要望をまとめたものです。約5名の当事者の方からご意見を頂くとともに、市民勉強会から上がってきた意見もまとめております。

1番、当事者の抱える課題、(1)同性カップルについての1つ目、社会的に承認されるものがないということが挙げられております。

2つ目、同居に当たって、賃貸人等のセクシュアル・マイノリティの方に対する理解がないために入居を断られることも多々あるようです。そういったこともあるので、2人の関係を問われたときに友人同士であるとうそをついて入居する、自分を偽らざるを得ないといったことも課題であるという声が聞こえてきました。

それから、同性カップルの片方が事故に遭い病院に搬送されたときに、面会や治療の同意をしたいが家族ではないことを理由に断られてしまった。こちらに関しては、厚生労働省のガイドライン等で家族と同様に認めるようにということを出されているのですけれども、最終的には医師の裁量に委ねられているところが多いために、相変わらず課題になっているということです。

災害時に片方が避難所に避難した場合、スタッフにパートナーを探してもらうときに関係性を証明することができなくて断られてしまった。本件に関しても、新聞の記事などを見ると、全国の自治体のうち、パートナーの照会を受けられるのはまだ13%程度しかないという数字も出ています。同性カップルが利用できる公的な制度がないことも課題です。

(2)事実婚です。こちらに関しては、ある程度法律的な部分では同性カップルよりは認められる部分が多いのかもしれないのですけれども、公的な関係性をすぐ証明できるものがないということが大きな課題としてはあります。それから、入院時の手術の同意の署名ができなかったり病状の説明を断られるといったことが課題としては挙げられております。

2番、パートナーシップ制度への意見・要望です。まず、(1)対象者についての意見です。

これは陳情でも挙げられておりましたが、事実婚も対象にしてほしいということ。それから、両者ではなくて、どちらか片方が国立市に在住・在勤であればパートナーシップを認めてほしいという意見が出ております。

(2)手続きにつきましては、窓口で書類を取るときにハードルが高い、誰かに見られてしまうのではないかということで、書類がセットになったものを指さすことで、すっと出してもらえるような、そんな配慮をしてほしいといったご意見が出ています。

多様性の観点からは、日本語以外の書式も検討してほしいというご意見がありました。他には、予約なしで当日受付ができるような体制を整えてほしい、窓口で名前を呼ばれたくないといったご意見も出ています。

それから、パートナーシップの解消時の手続き。同性カップルのDV等の問題もあり、解消するかしないかを争う場合があるため、その整理をしていく必要があるというご意見も出ています。

また、通称の使用を認めてほしい、公正証書なども要件とはせずに、作成している場所などの情報提供をしてほしいというご意見も出ております。

(3)パートナーシップ証明書についてです。即日交付ができない場合には、交付までの間、仮カードを出すことができたならうれしいというご意見。転居した場合、そのカードを返却するのではなく

て、記念品のような形として、返却は不要にしてほしいといったご意見。国立市のオリジナル婚姻届と同様の取り扱いがパートナーシップについてもできないかといったご意見が出されました。

(4) 制度の周知として、便利帳にも、制度として創設されたらぜひ載せてほしい。国立市には市立病院がないので、医療的な同意や手術の説明の際に理解を得られるように、国立災害医療センターや立川病院等に、ぜひ国立市として活用の要望を出してほしいという声が出ました。

最後に、(5) 全体に関わることですけれども、最初からあまり細かいことを縛り過ぎないで、みんなが使いやすい制度にしてほしいという声が出ております。概要は以上です。

市民委員会の皆様には、これまでも当事者の方の声を聞きながら条例づくりをしていただきました。本来であれば、委員会と並行しながら当事者の方の意見を聞いていく、または委員会の皆さんから直接聞くということもあったかと思うのですが、今回は検討期間の関係もありまして、先に事務局で当事者の方にヒアリングさせていただいて、このようにご意見をまとめました。またご要望がありましたら、引き続き事務局として当事者の方にご意見等をヒアリングさせていただくことは可能です。

では、最後に資料7です。全国の自治体のパートナーシップの一覧です。50幾つある自治体全て列挙できませんでしたので、主だったところを出しています。日本国内におきましては、渋谷区と世田谷区が初めにこの制度を導入しています。渋谷区は条例によって、世田谷区は要綱によって規定しています。これが条例方式、要綱方式の先駆けとなっている自治体です。

そして、その隣が各自治体の人口です。その次が条例と要綱、どちらでこのパートナーシップ制度を規定しているかをまとめています。

続きまして、制度の開始年月、その次が、パートナーシップ制度に事実婚も含めているかどうか。「有」となっているところは事実婚を含めています。千葉市、横須賀市、横浜市、鎌倉市、浜松市、古賀市。今回、国立市も先ほどの陳情の中で事実婚も含めてほしいという陳情が採択されておりますので、事実婚も制度の中に加えるという前提で検討いただきたいと思います。条例で事実婚も入れて規定するパートナーシップ制度はまだ全国ではありません。ですので、この後の検討で、ぜひこども含めてつくっていききたいと市としては思っています。

その次、幾つか特徴的な内容を書いています。例えば公正証書が必要な自治体や、相互連携を取っている自治体なども列挙しています。

その次、今年4月20日時点での各自治体の申請件数です。自治体によっては3桁もあれば、1桁台のところもあります。この数と人口で比較しますと、7万6,000人の国立市では、1桁台中盤ぐらいの数字、5組、6組ぐらい。あくまでも統計上の数字ですけれども、全国的な比較をするとそのぐらいの申請件数が想定されるかと思えます。

備考欄には、幾つかの要件、特徴的な要素を書いています。今後の議論で、参考資料の1つとしてご確認いただければと思います。

資料8は、この後の具体的な論点です。検討に入ってから改めて説明します。何かご質問がありましたら、お答えします。

**【委員長】** 質問のある方はいらっしゃいますか。では、陳情が議会において採択されることの意味を事務局から補足していただけますか。採択された後はどのようなようになるのでしょうか。

**【事務局】** 陳情が採択されるということは、その意思に沿って、今度は市側、今回は市の条例改正が求められておりますので、その趣旨に沿ってまずは検討していくという形になります。必ずしも陳情内容を全て満たさなければいけないわけではないのですが、今回市としては、その陳情内容に

おおむね沿う形で制度をつくっていきたいというのが市長としての考えですので、この内容に沿って、これを前提として議論を進めていただきたいと思います。

【委員長】なので、条例改正をするかしないかは議論しなくていいということでもいいわけですよね。

【事務局】そのとおりです。

【委員】この先行自治体の条例を見ると、そんなに細かいことは書いていないと思うのですが、一方で当事者の方の課題とかご要望については結構細かく内容が記載されていると思う。その具体的な内容は、また別に規則や制度で詰めていくものなののでしょうか。

【事務局】おっしゃるとおりこの条例の中で大きなところの枠組みを決め、細かいところ、手続等については規則に委ねるという形で後ほど決めていく形になろうかと思います。

【委員】ここの会議で議論するときには、この項目は条文に入れて、この項目は条例ではなくて要綱かなとか、そんなことはあまり考えずに、パートナーはどういうものかとか、細かいことだと窓口で呼び出すときに名前を呼ばないとか、いろいろなことをざっくばらんに議論して、それを受けて、条例に入れる話なのか事務手続の話なのかというのは市で割り振るといって、そんなイメージでいいですか。

【事務局】そのとおりです。

【委員長】資料2の、我々の委員会で答申してつくられたそもその条例には、一番後ろに規則がついています。我々は規則か条例かは多分話し合っていないけれども、条例の中身については話し合い、本当にこだわってつくった。そして市役所の中で取り扱えるようにするために規則をつくったという、そんな位置づけだと思う。

今の委員のご質問の中で、資料7の、既に条例や要綱で定められている自治体の一覧で、個票にするところだけでも、原簿を当たればこういう条例と規則もしくは要綱が各自治体にある。そこをご覧になりたい場合は、ホームページ等でこの自治体のパートナーシップなどのキーワードで引くと出てくると思うので、個別に見ていただいてもいいと思います。

【委員】条例か規則かは特に考えなくていろいろな意見を出していいということですね。

【委員長】はい。一方で絶対これは条例に入れようという大事なポイントは、譲らずに検討していただけたらと思います。

【委員】短い時間の中なので、ここは絶対条例に入れたいというのが既に専門の方々の中であるのであれば出していただけると、私の中で検討できると思うのですが、いかがでしょうか。

【委員長】それは今の段階ではないほうがいいと思う。今はまず、今まで説明された中でのご質問を受けて、中身の議論のときに私としてはぜひ専門の委員にそこを教えていただきたいと思っています。ほかにご質問や確認したいことはありますか。

【委員】資料3のパートナーシップ制度の創設について、2の(3)の事務局、当事者の方やアドバイザーのご意見はいいと思うのですが、男女平等推進会議等の構成メンバーを教えてください。

【事務局】男女平等推進会議は、副市長をトップとした庁内の推進組織です。副市長を委員長としまして、全部長が委員になります。

【委員】庁内全部の部長が集まっている会議なのですね。

【事務局】そのとおりです。

【委員長】ほかになければ、また思い出したらとか気づいたらという感じでご発言いただけたらと思います。それでは、具体的な話をするときには論点整理シートを使うということでもよいでしょうか。

では、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】資料8「(仮称) 国立市パートナーシップ制度論点整理シート」。今後はこのシートに従いまして、各項目を議論いただければと思います。本日は1から4までをご用意していますが、事務局ではこの後についても既に準備をしております。適宜、会を進めるごとに追加していきたいと思っております。このシートの内容が全て議論されると大体の制度の中身が見えてくるという形で考えています。では、論点整理シート1について説明します。検討項目は、パートナーシップ制度の効果についてです。

論点及び課題につきましては、1つ目、パートナーシップ制度の効果とは何か。2つ目、対象となる同性パートナー、事実婚の方の課題とは何か。3つ目、今は便宜的に証明書という言葉を使っています。今後この議論の中で名称が変わる可能性もありますが、証明書を交付することで今の課題が解消されるのか。

続きまして、事務局提案。少し太い四角で囲っています。これは別紙「同性カップル、事実婚当事者の課題とパートナーシップ制度への意見・要望」を参照しながら進めたいと思います。

当事者の方の課題としては、主に社会的承認、不動産、病院、災害時における課題の解消を目指し、市としてお二人のお気持ちを受け止め、受理証明書を交付する制度として設計していきたいと考えています。

条例で規定している性的指向・性自認の公表の自由の権利、及びアウトティングの禁止につきましては、最大限配慮した上でこの制度をつくっていきたくて考えています。ただし、法律婚は、民法の規定により、相続等財産上の権利や税金の控除、扶養義務等様々な権利・義務が発生します。このパートナーシップ制度は条例に基づいて実施するものですので、市の判断で取り扱える事項については一定の裁量が生じますけれども、一般的な法律上の効果は生じない。これはどの自治体でも大体このような規定の中で制度を進めています。

提案理由については、パートナーシップに関する公的な証明により、上記の課題または別紙の当事者の方の課題の解消が期待できると考えています。

2点目、先行自治体の例を参考に当事者のご意見、ご要望を踏まえた制度としていく必要があらうかと思います。

3点目、国立市内には、市営住宅、市立病院がありません。ですので、当事者の方の課題の中心的な病院または不動産の課題につきましては、市の裁量で直接的に影響を与えることができる実効性がない中で、どのように当事者の方の課題に答えていくのか。ここを検討する必要があるかと思えます。

4点目、当事者の方のご意見としては、災害時に、例えば当事者カップルの方がばらばらに避難した際に、避難所で出会えるか。基本的には、避難所では、家族でなければなかなか中の方と会うことが難しい場合もあります。そのときにこういった証明書を活用することで、家族と同様の取扱いとして、そこが解消できるのではないかと。

この論点整理シート1については、この制度は何を目指すのかということの議論をお願いできればと思います。説明は以上です。

【委員長】論点整理シートとしては、事務局提案を軸に自由に意見を出し合えればよいと思うのですが、この1に書かれていることは、パートナーシップを検討していく上での肝になる部分だと思う。今の時点で何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

【委員】法律婚ではない。当然それは国がやることなので。国が動かないから自治体が条例でやることで、法的効果はないのですけれども、もう5年前に渋谷区、世田谷区でパートナーシップ証明が始まる頃に大きな議論になっていました。今まで同性愛者はそもそも存在自体してない扱いどころか差別偏見の対象だったわけで、自分自身の存在も肯定的でなければ、そのパートナーとの関係性を対外的に言うことなんてあり得なかった時代だった。それが5年前から行政が、法的効果はないけれども存在自体オーケーみたいに出した。これ自体の法的効果以上の事実上の効果の絶大さというか、それは本人たちにとっての自己肯定感もそうだし、周りにとっても、存在していいのだと意識が変わっていく大きなきっかけになるということなのです。

法律婚ができないことで得られないこと、相続とか税金とかそういうことはあるのですけれども、調べていくと、法的な効果だけではなくて、民間企業のサービスとか、夫婦割引、家族割引、あるいはさきほどの医療の場面で「親族ですか」というのもあり、これは別に相続などの話ではない。20年ぐらい前に当事者たちが、2人の関係を公的に証明するものと言ってひねり出した技が公正証書だった。2人が共同生活しているということを、公証人という法律家の前で契約書をつくれれば公的だと言ってつくった時期があった。医療関係者は、そんなものを持って来られても、何ですかというか、2人が約束したことを何で対外的なうちが負わなければいけないのかという感じになってしまっていた。ところが、行政が「パートナーシップ関係です」と1つの文書を出すだけで、市立病院でも私立病院でも、20年前と違い、認められるように変わっていく。法的効果がなくても、市が証明書を発行することで、ほかの一般的な社会とつながっていく。市の職員で同性パートナーがいたとして、例えばパートナーの介護で休まなければいけなくてその証明書を使ったときに市がどう対応するかとか、そういうことにもつながっていくのだと思う。法律婚ができないことの課題は解消されないけれども、私はこの証明書を発行することにはプラスの面がすごく大きいと思います。

【委員】病院のソーシャルワーカーとして入って、証明書を出されても、病院内で理解を共有するというのはすごく難しくハードルが高いというのは、勉強会でも聞いている。国立市でパートナーシップ制度が創設された後は、その働きかけがすごく重要になってくる。一部の部署で説明すれば浸透するわけではないので、その方法も併せて考えていかないといけないと思います。

【委員】今、委員がおっしゃってくださったことは、配られている参考資料の議事録にもそういうのが出てくる。証明書をつくった後のフォローや周知をしないまま、出ただけで終わり、となっているのが問題だとおっしゃっている方がいる。まさに今のお話も、出しっ放しではなくて、より理解を広めていくこととのセットなのは間違いないと思います。

【委員長】そうですね。どこの病院に行くか分からないけれど、日本中、ありとあらゆる病院に情報を送るのは無理なので、どういう形がいいかは考えなければいけませんけれども、つくった後はそれで終わりではないということはあるかもしれない。ただ、それにしてもつからないことには議論にもならないわけで、その一歩としては十分効果が見込めることは分かった。

例えばこの証明書を出したカップルにDVが起こって、法律婚の夫婦の間だと市役所の中で住民票にフラグを立てたりするわけですが、そういうことは要らないのか。逆に証明書のなものをさえ出せば認められてしまうということの怖さみたいなものは検討しなくていいのですか。

【委員】今回の条例の中でそこまでやるか問題はあると思うのですけれども、實際上パートナー関係を保護するというのは、別れるときとかそういったときにむしろ大きな問題になるわけですし、同性パートナー間のDV事件はそれなりにあるのだから、例えば証明書を持って来られたらもう片方の情



報を無制限に取れるようにした場合に、実はDV被害者で情報を秘匿しなければいけなかったということもあると思う。災害のときなどはそういう状況と少し違ってパートナーを探している状態ですけども、並行して、パートナーシップを登録したけれども、その後DVになって片方から相談を受けている場合にどうしていくかというような細かな配慮も実際には必要だと思います。

【委員長】恐らく同性カップルのDV被害は、それでなくても潜在化しやすいと思う。被害を訴えにくい。前の条例をつくったときも話題になったような気がする。だからこそここまで丁寧に、それを停止する仕組みというか、停止してカードを返納するとか、そういうのがないと逆に証明されてしまって怖いという気がしました。

【委員】権利の悪用ではないですけども、1回取って、もう別々に暮らしているのにまだその住居に住み続けるとか、中にはそういう悪いことを考える人もいると思う。そのときの対応を決めておかないと、ラッキーだな、住居借りられて、もう別れてしまったけれども、あとは何もチェック機能がないからそのままみたいになってくると、この制度が残念な気もする。そのような悪い人もいる可能性もあるということも含む必要があるかなと。

【委員】悪用というのは、渋谷区、世田谷区するときにも慎重派からいろいろ言われているのですが、実際上、5年たって悪用されているというのは今、特に聞かない。悪用しようがない。法的効果がないので何か具体的な利益が得られるわけではない。不動産と一緒に借りられるのは悪用かという別に悪用ではないというか、普通に賃貸借で借りやすくなっているだけで、賃料は払わなければいけない。逆に、まだ同性愛に対する差別偏見がある中でわざわざそれ取得して、法的効果もない中、マイナスだったところがゼロに行くだけの話なので、実際上、5年たって悪用もないし、今後もしつとないと思う。ただ、取得後のDVで、片方は続けたいと思っていたけれども片方は別れたいなどのときにどうするかは考えておかなければいけないと思います。

【事務局】悪用や虚偽で申請をされた場合の対応としては、先行自治体では、ホームページ上に証明書の番号を公表しています。個人情報を出しませんけれども、証明書番号何番についてはこういう事情で市としては取り消しているといったことを市のホームページに公表しているところもあります。証明書を活用して不動産や保険を使った場合に、その会社が市のホームページにアクセスすればという前提がありますけれども、その番号が取り消されていれば、行政としてはその関係性の証明は何らかの事情でしていないということを表す。そういった形で対策を取られているところもあります。

【委員】先日、世田谷区のパートナーシップか何かで、自治体単位で、国保の取扱いについて遺族が受け取ることができるようになった。国立市はそういうところはしていかないで、あくまで社会的承認として位置づけていくということによいですか。

【事務局】新型コロナの傷病手当金について、世田谷区は要綱でパートナーシップ関係を設定しています。そのパートナーの方が新型コロナによってお亡くなりになった場合の傷病手当金が本来なら遺族に行くものですが、同性パートナーの方が受け取ることができるということを区の裁量で判断するというのが1つの方向性として出されました。画期的な判断だとメディアでも取り上げられましたが、国立市においては、まだこの制度の根幹が出来上がっておりませんので、現状ではその取扱いはできませんけれども、今後、パートナーシップ制度が出来上がった際には、本件については市の裁量ででき得るものの1つにはなります。それをすぐにやるかというところは一定の検討は必要かと思いますが、今後、先行自治体である世田谷区がその後、どういう取扱いをしていくかというところを事務局も注視していきたいと思っておりますし、当市の国民健康保険の部署も情報収集しています。

この後、市役所のサービスや制度でどういったものが該当してくるのかということは、全庁に向けて調査をかけていきたいと思っています。市長からも、市でできるサービスはないのかをしっかりと考えるように、また、市の職員の福利厚生も見直していこうという動きもありますので、制度の検討とともに、しっかりと考えていきたいと思っています。

【委員】私も社会的承認の範囲が、現状の資料だと見えにくいという印象を持っています。というのは、社会のあらゆるところにまだ差別や偏見が根強く残っていて、住居を借りる際にも貸す側の方によって権利が侵害されている状況があり、病院や災害時の対応も、その対応する側の対応の仕方に差別や偏見がまだ非常に多く存在しているということが一番大きな問題だと思う。この制度を創設したからといって、大きな意味での社会的承認が得られるわけでは必ずしもない。ただ、できるだけ広く社会的承認が得られる状況に近づけるために行政がその後押しをする、そういう位置づけだと思う。なので、このパートナーシップ証明が社会的な承認になるという考え方だと、私はやっぱり違和感がある。制度的に証明することによって社会的承認を得られるようにこれからも推進していくというのはまさにそうだと思うのですが、その後、社会的承認を得るためにこの条例がどう生かせるかが一番大事だろうと思うのです。

なぜ病院で家族以外付き添いができないのか。もしかしたら非常に医学的な理由があるのかもしれないのですが、実はないかもしれない。その辺りも私はよく分からない。不動産がなぜ借りられないかというのも、もしかしたら何か私たちも知らない深い事情があるのかと思いつつ、でも、家族でなければ貸せないというのは非常に保守的な考えだと思う。最終的にはあらゆるところでそういう偏見が取り除かれるのが社会的承認ということだと思うので、その辺りの理解を整理しておきたいと思っています。

【委員長】ご指摘はそのとおりだと思います。社会的承認という言葉を取るか広義で取るかということだと思うし、証明書だけでは社会的承認が全く得られないわけではないと思う。公的に関係性を証明するものとなるので、そのことが後ろ盾にはなっていく。だから、社会的承認の一部にはなり得るだろうし、それだけで全てが得られるわけではないということだと思います。

【事務局】先ほどの世田谷区の傷病手当金の説明で、メディアでは世田谷区はこういった取扱いを始めたということが先般出たところですが、実際に世田谷区の判断がどういうものであったのか、結果としてどうだったのかということまでは、まだ私どもも情報が十分取れておりません。具体的には、もし遺族の方がいらっしゃる場合に、遺族の方と同性パートナーの方とどちらが亡くなった方の傷病手当金を得られるべきなのかというところは、本当に個別性が非常にある問題と思っています。世田谷区としては確かに対象としては広げたけれども、やはり個別のご家庭の状況というのがあることも考えながら、この制度がどうなのかというところは見ていきたいと思っています。

【委員長】例えば独り親でお子さんを育てている方がいて、児童扶養手当をもらっているとしますよね。その人が実は同性の交際相手が出て、パートナーシップを証明してもらって、この人と生計を共にしていますと言ったら児童扶養手当は取り消しなのか。

【委員】私も同じことを考えました。

【委員長】児童扶養手当は独り親に対してで、同居している相手がいれば駄目ということになっているから、法律婚でなかったとしても事実婚の人がいたら駄目。それを超えて公的な証明が欲しいということで申請されるのでしょうか、そういうことって意外と大事。きちんと決めておかないと、そんなつもりではなかったとか、そういうことも起こるのだろうと思う。

こういう制度は、つくったことでマイナスのことが起きるのは嫌だと思う。ぜひ後ろ盾というか背中を押す制度であってほしいけれども、それをつくったことで、ご家族の中で遺産争いが起きてしまうとか、もらえていた手当がもらえなくなってしまうとか、そういうところがないように丁寧に見ていきたいと思います。

また、思い出したことや気づいたことがあったら教えてください。では、シート2の説明をお願いします。

【事務局】論点整理シート2です。検討項目は、「条例案に盛り込む、パートナーシップ制度に関連する事項について」としています。資料4、こちらを並行してご覧いただければと思います。

論点及び課題です。1点目、条例案に盛り込む事項をどのような内容とするか。2点目、資料4の先行自治体においては、主にパートナーシップの定義、パートナーの定義、宣誓の定義、パートナーシップ制度が条文に盛り込まれている自治体が多くあります。

3点目が、市の責務、または事業者の責務について、現行の条例の文言を変更する必要があるか。4点目が、既存の条例との整合性が取れるか。この4点が論点になろうかと思えます。

続きまして、事務局提案です。まず1点目が、パートナーシップの定義を入れてはどうかという案です。文案としては、「2人の者が、互いを人生のパートナーとし、経済的又は物理的かつ精神的に相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう」。

2点目、パートナーの定義については、条文の規定は必要ないのではないかと考えております。また、宣誓の定義について、こちらは宣誓という方式となるかは今後の検討としたいと思えます。自治体により登録、届出、証明、幾つかのパターンを取られています。国立市がどういった方式を取るかは、今後また議論いただきたいと思えます。

そして、最後にパートナーシップ制度、こちらは「豊島区を参照」と参考に書いています。1点目が、「市長は、パートナーシップの届出があったときは、規則で定めるところにより、受理証明書を交付することができる」。2点目、「前項の受理証明書の交付を希望する者は、規則で定めるところにより、届出書その他必要な書類を添付した上で、市長に届け出なければならない」。3点目、「前2項に定めるもののほか、パートナーシップ制度に関し必要な事項は、規則で定める」。4点目、「市民及び事業者は、その社会活動の中で、市が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない」。

豊島区はパートナーシップを届出方式で制度を組んでおりますので、「届出」という言葉がこの条文の中にも頻繁に入っています。

提案理由については、1点目、パートナーシップに関する定義及び制度に関する条文は必要と考えます。2点目は、市民及び事業者がこのパートナーシップ制度を理解することが必要不可欠であることから、市民や事業者に配慮を求める文言も必要ではないかと考えています。3点目、制度の詳細な規定は、規則において定めることとする。

その他のところは、証明方式、これは主に渋谷区が採用している方式ですが、証明方式によっては条文の内容、表現が変更になることもあろうかと思えます。説明は以上です。

【委員長】いろいろなバリエーションがあつて、宣誓、登録、届出、それぞれの違いもあると思うのですが、何か感じたことや質問がある方はお願いします。

【委員】パートナーシップ制度の豊島区を参照のところ、「その他必要な書類」というのはどういうものの想定なのかを聞いてみたい。それからこれを取り扱う部署が例えば婚姻届などと同じように市

民課になったときに、さきほど出ていた、証明書の番号をホームページに公表する必要はないと思う。例えばこの証明について問い合わせをする部署が証明を発行した市民課だったときに、市民課の職員がどこまで答えられるのか、また、どこが取り扱うのかというのが気になったので、何かあれば教えてください。

【事務局】まず必要書類については、豊島区の例でお答えします。豊島区はまずパートナーシップ届1通。パートナーシップ届に当たっての確認書1通。住民票の抄本がお二人それぞれ1通。そして戸籍謄本もそれぞれ1通。最後に本人確認書類、例えば免許証やマイナンバーカード等がそれぞれ1通。共に豊島区内に在住している方は、こちらの5点が必要書類となっています。全国的にこういった5種類の資料が、申請する際の書類とされている傾向があります。

取り扱う部署については、論点整理シートにも加えたいと思っていたのですが、現行で一般的な全国の自治体を見ますと、男女共同参画の部署で対応しているようです。国立市においては、市長室になります。ですが、今回当事者の方の意見を伺う中では、法律婚と同じ窓口で出したいという方、それから、アウトティングに最大限配慮してほしいので、別室、個室で対応してほしい、オープンな場ではなくてなるべく人目につかないところで出したい、男女共同参画の部署で予約を取って出したい、あとは、市役所ではないところで出したいというご要望も伺っています。

事務局の案としては、1点目が市長室、もう1つが市民課、婚姻届を出す窓口、そしてもう1点がくにたち男女平等参画ステーション「パラソル」、この3カ所は窓口として用意したいと考えています。申請件数が国立市は20も30もとは想定しにくいと思いますので、できるだけ当事者の方のご要望に沿う運用ができればと考えています。ただし、幾つか課題があると思いますので、引き続き調整は必要と思います。

【委員長】案としては、市長室、市民課、パラソルから選んでどこに行ってもよいということですね。

【事務局】はい。そのように考えています。

【委員】申請の窓口と、その後の継続的な取扱いをしていく部署がどこかというところは。

【事務局】それにつきましては、基本的には条例の所管課である市長室で、頂いた資料を統一的に取りまとめる形が運用上はよいと思っているのですが、そこは内部の規定を調べた上で、例えば市民課で提出した書類を市長室で管理してもいいのかなど。パラソルについては、市長室からの委託事業になりますので可能と思っているのですけれども、この辺りを整理したいと思っています。

また一方で、問合せについてどこまで答えるかについては、先ほどのDVの話もあり、全ての情報を伝えてよいというわけではないと思っています。市の福祉の相談窓口であっても、例えば夫、妻、いわゆる夫婦の相談であっても、相談者本人以外からの問合せには原則答えない形で対応しています。ですので、基本的にはご本人の内容についてはご本人しか聞けないのですが、例えば、証明書その他カードを持って行った場合に、不動産屋さんがそれを見て国立市役所に、こういったカードを持って来られているけれども市としては本当ですかといったような問合せがある、または病院からあるということが想定されると思います。当然ながら個人情報についてはお答えできませんけれども、そのような証明書は確かに市として発行しているということはお答えできると思います。ただ、いくつかの先行自治体にこの後、この点についてヒアリングをしたいと思っていますので、また次回以降に内容をお伝えできればと思います。

【委員長】大阪市192件ですよ。世田谷区も117件。これだけの件数をどうやって処理しているのかというのはとても知りたいですよ。普通に市民課で扱っている可能性もある。ただ、とても大

切な、それこそ冒頭で出た取消しなどにも関わってくるのだと思いますので、ぜひそのあたり、件数が多いところにも少ないところにも聞いてみていただいて、また教えていただけたらと思います。

【委員】私が一番大事だと思うのは、条例に文言で入るパートナーシップの定義です。これは豊島区を参考にされているのかと思う。経済的と精神的に相互の協力は分かるのですが、物理的って何だろう。介護のことなのか。物理的というのがあまりしっくりこなかった。「相互の協力により」という文言は、憲法24条の婚姻の自由のところに書かれているワードで、すごく大事なところですよ。陳情の採択のときにも憲法24条に触れている委員の方は結構いて、すごく大事なことだと思った。憲法24条は相互の協力以外に何が書いてあるかという、両性の合意も書いてあるけれども、お互い平等だということがはっきり書いてある。あと、個人の尊厳を大事にしましょうということが書いてある。

国立市は条例改正という形でこれを入れる。もともと男女平等参画というか、男女平等のところからスタートしていて、性の違いによる不平等、DV、セクシュアル・ハラスメントなどの積み重ねの上に、今回同性パートナーや事実婚を入れる。だから、ここのパートナーシップの定義のところ、相互の協力プラス、お互い平等で尊重し合っている関係だということを、国立市ではパートナーと見えていますよという「国立らしさ」が入った定義にするとよりいい。DVやセクハラへの対策を積み重ねてきてこれからもやっていくわけだし、先ほど指摘があったように同性パートナー関係でもDVはかなりありますので、むしろ物理的ということよりも理念的なことでもメッセージ性を出していけるといいかなと思いました。

【委員】資料4の渋谷区、豊島区、港区を見てみますと、性的指向、性自認、多様な性自認などと書いてあって、パートナーシップというのはこういうものですよという定義になっている。国立市のところは、この定義を読むと「2人の者が」と書いてあるだけで、あまり政治に興味がない、新聞も読まない人たちがこれを読んだら、同性ではない、普通に同棲を始めたカップルは、証明書を出してもらったら家が借りられるのか。アパートを借りようと思っても、結婚していないと同棲では貸してくれないところはあると思う。だから、こういうのを始めましたと言ったときに、勘違いしてしまうのではないかなと思う。でもそれをうまく入れないと文言も難しいと思う。国立市のパートナーシップの定義2行だけ読んだら、勘違いしてしまうカップルがいるかなと少し思いました。

【委員】ほかの区のところは、男女の婚姻関係と異なる程度の性が同一である2者間と書いてあるのですけれども、国立市の文書にはその前提がないので、若い男女のカップルが勘違いして、「一緒に住んだらパートナーとしての証明書を出してくれるのですか」みたいなことが起きないかと、少し心配しただけです。

【委員長】高校生とか。事務局はそこも検討されていると思うのですけれども、どうでしょうか。

【事務局】渋谷区は同性カップルの方のみの制度です。ですので、ここは「性別が同一である」という表現がなければ同性カップルの方が対象とは見られないところがあって、こういった表現を入れていると思います。

国立市は事実婚の方も含めますので、異性間の方の申請も当然ながら受ける。または同性カップルの方だけではなくてトランスジェンダーの方についても国立市の場合は対象になってくると考えていますので、性別についての表現は今のところ事務局の案としては入れていません。もしかしたら違った形で入れるという案があるかもしれません。

また、確かに交際されている学生の方が、国立市にこういう証明があるということで利用があるのではないかなという話も、事務局の中ではしました。ただ、法律婚では該当できない方、利用できない

ということが前提にあるというところは、この定義の中で定めていく、またはその後の規則等でも定めながら、総体としてはどのように見えるかというところがあると思います。

一方で、条例ですのであまり誤解のないように見えるべきでもありますので、先ほどの委員のご指摘も含めて、取れる情報があれば、しっかり調査していきたいと思います。

【委員】確かに、そこまで関係性が高まっていないレベルで来るということも、可能性としては十分あると思う。定義の中で、共同生活をしている、あるいは約しているということだとすると、その時点で相当程度お友達の関係以上にはなっている。一緒に住んでいるパートナーの片方が救急車で運ばれたときに、一緒に暮らしている人がどうなっているのか情報を知りたいとか、避難所へ行きたいというニーズももちろんあるのだろうと思う。共同生活という時点で、それが単なるルームシェアで他人同士ですというのは別ですけども、そうではなく、2人は真摯にお互い支え合ったパートナー関係ですということであれば、それはそれなりの意味のあることかなと思います。パートナーシップ制度から婚姻、同性婚とたどっていった国々が多いのですけれども、やはりパートナーシップの中に、一緒に暮らしている男女の関係も守られなければいけないのではないのかという議論もあちこちで同じようにたどってきています。定義の「共同生活」というところで一定程度線引きができていないかなと思っていました。

【委員】この「共同生活を行うことを約した関係」というのは、まだ共同生活はしていないけれども、今後していきますよという約束をした人という意味なのでしょうか。その実績がなくても、このパートナーシップ制度で承認を得て一緒に暮らしていきたいという思いがあれば承認されるという理解でいいのですよね。

【事務局】法律婚においても、長らく共同生活を送った後に婚姻届を出される方もいれば、婚姻届をもって共同生活をスタートされる方もいらっしゃると思いますので、こちらも同様の考え方でこのような表現を採用しています。

【委員長】そもそも認められていなくてお家を一緒に借りられないという人もいるわけなので、既に一緒に暮らしているということを条件にしてしまうと、本末がひっくり返ってしまうということもある。これからという意味も含めてオーケーにしているということだと思います。

【委員】あえて一緒に暮らさないという生活も十分あり得ると思うのですが、この定義だとその人たちが排除されてしまうのですよね。

【委員長】それはこの後の論点整理シートに出てくるのでしたか。

【事務局】後ほど議論いただくように、追加で論点整理シートをお配りする予定です。その中で居住要件や対象者の要件をじっくり時間をかけて議論していただこうと思っています。

【委員】民法の婚姻の条文を読むと、2人は同居しなければならないと書いてある。同居義務が書いてあるのです。だから、共同生活をするのが前提というところがあるのだけれども、他方で確かに多様な家族、多様な生き方があるとすると、同居が前提でないとパートナーとして認められないのかというのは確かにあり得る話で、そこは詰める必要はあるかもしれない。

ゲイカップル、レズビアンカップルで、ずっと差別偏見があったからですけども、10何年、20何年間別居状態で、だけど片方がもう倒れそうだということで引き払って同居して介護してというのをずっと見てきています。あえて別居を選択したというよりは、やむを得なくそうなっていて、最後に必要があって同居して物理的に協力している、そういうのが実際多いというのは感覚としてあります。他方で、国立市でつくるパートナーの定義としてどうするかというのは、また今後の将来的な

視点として議論できればと思います。

【委員長】資料4の裏面の港区、みなとマリージュ制度、「性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する」となっていて、すごく広いですね。規則にどういうことが書いてあるかまで私も見えていないのですけれども、だから、「国立らしさ」をどこで出すか。どこかで範囲を決めていくことは大切だと思うので、今後、それらのことも含めて議論していけたらと思います。

ではシート3、事務局から説明をお願いします。

【事務局】論点整理シート3、「対象者に事実婚を含めることについて」という項目にしていますが、既に陳情事項で事実婚を含めるという前提に立っているということは先ほどご説明しましたので、あくまでも含める方向での検討をお願いしたいと思っています。

論点としましては、1点目、同性パートナーだけでなく、事実婚の方も対象とした場合の制度のメリットは何か。2点目、条例による規定に関して法的な整合を取れるか。3点目、事実婚の方々が証明を受け取った際の実効性はどのようなものが考えられるか。

事務局の提案としましては、当然ながら事実婚の方も対象とし制度設計をしていく。

提案理由としましては、事実婚の方々は、部分的には法律婚に準じた取扱いがされることから、パートナーシップ制度によって社会的な承認が得られることが大きなメリットとなると考えています。2点目、事実婚や内縁関係にあるカップルの生きづらさ、例えば周りから理解されない等の解消、軽減につながるものと考えています。3点目、証明があることで関係性を説明する必要が生じた際に活用することができる。4点目、制度に事実婚を含めることで、異性間も対象となり、同性カップルだけでなくトランスジェンダーの方も対象となる利点がある。

その他としまして、民法上の法律婚の規定を書いています。民法752条、「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない」。事実婚の方につきましては、「双方に婚姻の意思がある、かつ共同生活をしていること」となっています。義務としましては、同居義務・扶養義務、生活費分担義務、貞操義務等があります。また、権利としましては、財産分与請求権、慰謝料請求権等があります。

そして、事実婚の方は法定相続人にはなれない。税法上の配偶者控除なし。社会保険上の扶養には該当する。遺族年金の受給等があります。

その下は税法上、社会保険上の根拠規定を書いています。こちらは参考としてまとめています。

事実婚の方を対象としていく方向での確認のためのシートとご理解いただければと思います。

【委員長】事実婚も認めるとなると、年齢をどうするかなど、シート4でいろいろなことを規定していかなければいけないのかどうかを議論することになると思う。夫婦は同居して、もしくは事実婚も共同生活をしていることとなっているわけですね。

【委員】基本はそうですね。

【委員】パートナーシップ制度のメリットというか意義というか、そこをかなりしっかりしておかないと。限りなく法律婚に近づけるためにこれをつくるというのは、私はDVなどいろいろなことを見ているので、いかななものかという気がすごくする。家族制度、婚姻制度、夫婦の扶養義務は、古い家父長制度における家族制度、家族主義、婚姻制度に準じる権利。そういうメリットを得るためにこのパートナーシップ制度をつくるのであれば、これは少し男女共同参画の視点から逆行するのではないかな。私はすごくそこを危惧する。

市民の間で学習会に行ったときも議論になったのだけれども、現実にはアパートが一緒に借りられな

いなど、当然受けられるべき利益が受けられない現実がある。同性同士であろうと、トランスジェンダーのカップルであろうと、お互いパートナーとして認め合った人たちが一緒に暮らしやすい、差別を受けなくて、偏見を受けなくて堂々と地域の中で暮らしていただけるためにつくるのであって、婚姻制度に準ずるようなことには私はしたくないという思いはあります。

DV防止法の何回目かの改正の中でようやく盛り込まれた内容で、生活の本拠地を共にする者はDVの対象になるということがやっと入った。事実婚あるいは同居している者同士でDVの被害を受けても公的な支援が受けられない時代があった。夫婦ではないでしょう。これは配偶者暴力防止法なので、相手が配偶者として認められない場合には助けられませんという変な法律だったのです。籍が入っていないでしょう、と。それはおかしい、法律婚していようとしていまいと一緒に暮らしていたらもう同じような関係なのだから、そこで暴力が発生したら救済するのは当然だということで法律を変えて、生活の本拠地を共にする者も被害者とみなすと法律が変わったのです。事実婚の中でDVが起きればそれは救済しますということなので、同じように配偶者とみなすから助けるという話ではなくて、暴力の行為をして、加害者と被害者がいたら、加害者は罰されて被害者を助けるのは当たり前というだけの話。それが配偶者なのかパートナーなのかという議論ではない。だから、間違えないでやらないと、このパートナーシップ制度というのが、別の意味で限りなく夫婦らしい夫婦になるというような、女性役割をする人が男性役割の人の扶養に入ったほうが良いというような、旧来の法律で得られる利益のために証明書が欲しいということについて、私たちはどういう見解を持つべきかということをしっかり論じる必要があると考えているところです。

**【委員長】** 事実婚を入れることでトランスジェンダーの方々が対象になるということ自体はとても価値のあることだと思います。誰も取りこぼさないということを実現するためには事実婚も認めていくということなのだと思うのです。ただ、その制度設計上、法律婚に近づけようみたいなのは、確かに違う。先ほどのお話にあったように、国立らしさというか、国立がたくさんのことを吟味して、国立らしいパートナーシップ制度をつくっていくということの中で、誰も取りこぼさないということを取り入れていけたらと思っています。

**【委員】** 今のことは非常に重要だと私も思います。本来、法律婚であれ事実婚であれ、同性であれ、パートナーシップであれ、差別されない、どんなスタイルを取ったとしても扱いに差がないような社会的承認が広まるのが最終目的だと思っています。極論を言えば、このパートナーシップ制度が将来的にはなくても誰も困らないような状態にするというところを目標にすべきだと思うのです。過渡的な措置として必要だと思うのですが、その点からいっても、やはり私は法律婚とか事実婚の今あるスタイルを前提に制度設計をすべきではないと思います。

**【委員長】** そうですね。難しいですね。法律婚を補完するという位置づけではなく、理念を打ち出していきたいというご意見かなと思いました。

シート4は逆にどういう人にフォーカスするか、我々が想定していない人々がいるのであればそれは誰なのかということになるのかもしれないのですけれども、シート4について事務局からお願いします。

**【事務局】** シート4「その他の対象者」。論点及び課題は、対象者に3人以上のパートナーシップ関係、または未成年者と成年者というカップル、こういった方々を加えるかどうかです。陳情が採択された昨年の市議会においても、パートナーシップについては幅広く考える必要性があるのかどうかを議論してほしいというご意見を頂いています。3者以上のパートナーシップ関係の方がいらっしゃるとい



う前提で、そういった方々にどのような課題があるのかというところが論点になります。

事務局の提案としては、これまでの議論の中でも「2者間」という言葉を使っていますが、今回のパートナーシップ制度におけるパートナーシップ関係は2者間という形で議論を進めていってはどうかということなのです。また、年齢につきましては、この後の論点整理シートで、改めて年齢要件という項目を設ける予定ですので、そちらで議論を頂ければと思います。

提案理由としましては、3者間以上のパートナーシップ関係の方は、実際には存在しているものと考えていますが、現状では行政としては課題が十分見えているものだと捉えていません。ですので、3者間以上の方々のどのような課題があるのか、そしてそれを解消すべきかということが明確になっていない。また、未成年と成人の方の交際については、現行上では「真摯な交際」であれば認められるというものが一般的にはあろうかと思えます。

その他につきましては、先行する自治体においても3者間以上のパートナーシップ、そして未成年と成人のパートナーシップを認めている例というものは見受けられませんでした。ただし、例えばLGBTの方の問題についても、渋谷区、世田谷区でも5年前から制度がスタートになっています。今現在は3者以上のパートナーシップ関係というものはまだ顕在化していませんけれども、場合によっては、数年後にはそういった方の課題が浮かび上がってくる可能性もありますので、一概にこの時点で否定するものではないと思います。ですけれども、この制度を議論する過程の中では、今の段階では2者間の関係性というところで議論を進めていくほうがよろしいのではないかと事務局としては考えています。

**【委員長】** 難しいですね。どういうふうにかえたらいいのですかね。

**【委員】** パートナーシップというのをある個人とある個人の関係とみなすというのは、私は妥当な解釈だと思うのです。なので2者間ということに恐らくなるのだろうと思うのですが、複数の人とパートナーシップを結ぶということはあるわけで、3者間というのは恐らく1人の人が2人の人とそれぞれに関係を結んでいる、それをお互いに3者あるいは4者以上ということだと思うのです。なので、届出を受け付ける際に重複を認めるかどうかという話になると思います。

**【委員長】** 確かにAさんとBさんとCさんが一遍に申請するというパターンと、AさんとBさんが既に申請されていて、Aさんがこちらを取り消さないでCさんともう一回申請する。どちらもあるのかなと思います。3人一遍や4人一遍も、想定としては検討の余地があると思っているわけですよ。

**【事務局】** そうですね。ここの3者間はAさん、Bさん、Cさんが、お互いがお互いのことを分かった上で3人の共同関係がある、そういうカップルもいるのではないかとこの前提での議論です。または、AさんとBさん、AさんとCさんのカップルの場合には、その双方の関係性の申請もありにするかどうかということが、今回の議論の1つになるかと思えます。

**【委員長】** そうですね。だから、AさんとBさんの申請を取り消すことができるかという話が最初に出たので、まだ議論されているわけではないですけれども、AさんとBさんの申請をそのまま生かしてAさんとCさんの申請を受けるかどうかという、多分2種類あるということだと思います。

シェアハウスなどで生活している人たちも、恐らく増えているのではないかとこの前提での議論ですけれども、例えばその人たちが一斉にみんなで家族だといって申請してくることも、想定しなくてはいけないと思う。あと、未成年と成人というのは、例えば12歳の子と30歳の人とか、もちろんそれが同性同士であったり異性であったりということが考えられるわけで、民法上の婚姻可能年齢との関係性もあるかもしれないし、最近、性的同意年齢が日本は低過ぎるのではないかとこの前提での議論です。それら

のことも言われている中で、どう見ていくか。例えば、民法で認められていない年齢の人と真剣に交際しているから認めてほしいみたいな申請も想定されるということかと思います。

【委員】民法上の婚姻可能な年齢という話で、例えばパートナーシップを出してきた2人が戸籍上兄弟だったり親族である場合にはどうするのでしょうか。

【事務局】それはこの後、論点整理で出そうと思っていますが、法律婚の中でも親族間では結婚していい関係性について、何親等の方までは駄目という規定があります。ですので、この制度の先行自治体では、兄弟間については基本的には認めている自治体はないと思います。また改めて今後のシートの中で具体的な関係図だとかを示しながら議論いただきたいと思っています。

【委員】3者以上のパートナーシップは、イスラム教の一夫多妻制や、タイに子どもが20何人いて、その手当を發表して取ったなどということもあって、事務局の2者間というのはやはり死守すべき、守っていくべき。「真摯な交際」というのも、すごく慎重に進めるべきという印象を持ちました。

【委員長】「真摯な交際」問題は、私のように子どもを扱う仕事の人間はいろいろ思うところはありまして、何をもって真摯というのだという話はあるわけですがけれども、真剣に交際しているのですから言うてくることはある。そういう意味では、ある一定の範囲決めが必要だし、これがあるからと言って逆手に取られると困るなという思いは、1人の人間としてある。この辺りはどういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

【委員】私、5年前に同性婚人権救済の弁護団長をやって、去年日弁連から勧告を出したのですがけれども、勧告が出た後で、同性婚を推進している弁護士は複数婚についてどう考えているのか説明せよみたいなことで当事者たちに呼ばれて仙台に行きました。当事者の方もいらっやっていました。そこに来ていた当事者の方は、3人で一固まりではなくて、それぞれが複数いていいという主義の方です。海外では、3人で暮らしている、私たちが家族として認めてくれと要求している人たちもいるというのは報道で聞いてはいます。

私は、同性婚について今まで声を上げられなかった当事者が声を上げられるようになったから、それを今、訴えているのだけれども、私自身は3者以上とか複数というのが要らないとか駄目だとかいう立場にはなくて、そういう声があれば真摯に聞きたいし、将来的には、制度が必要だと思えば一緒に戦うと言っているのです。

なので、今回も陳情の中でそういう声が出ているのだったら真剣に考える必要があると思うのですが、そうでないのであれば、取りあえず現時点で必要だと思われるものについて制度をつくっていったら、さらにより社会の意識が進んでいき、当事者の声が上げられるようになっていったときに、今の法律婚では複数婚とか重婚は駄目になっているけれども、国立市としては家族やパートナーをどう考えるのかというときにまた議論をして変えていくということで、その複数問題はいいのではないかと思います。

年齢、未成年のことについては、真摯な交際とかではなくて、やはりパートナー関係というか家族をつくるというのは、自分自身が成長して行って、自分で法律的なこと、社会的なことができるようになって、自分と相手をそれぞれ尊重しましょう、未成年の間はまず自分自身を大切にしていって、育んでいくというところにウエイトを置きましょうという、むしろ子どもたちのためにその線引きをしているという理解でいる。制限するというよりは、子どもたちを保護するという意味の線引きだと思ふ。私も、未成年者がパートナーシップ証明を持ってきたときに、そういう声が子どもたち自身から上がってくれば、真摯にまた聞いて考えたいと思いつつ、そうでないのであれば、そこまで必要な

いのではなかろうかと思う。10代の子どもたちが自分の性自認とか性的指向に関して悩んで、自己肯定感を得て、例えばそれでパートナーができたときに周りに祝福されたい、自己肯定感を高めたいというときに、パートナーシップ制度、証明とは少し違う形の何か国立市なりの祝福や、周りと一緒に自己肯定感を高められるような仕組みを別につくっていくというやり方もあると思います。

【委員】これから詳細を詰めていくときに、いろいろとまた考えなければいけないことが出てくると思うのですが、いわゆる社会通念的なもので、受け入れやすいか、受け入れにくいところ、できるだけ考えないようにしたほうがいいと思います。私たちが向き合わなければいけない差別とか偏見というのは、その社会通念にこそ深く埋め込まれていて、それとは気づかないぐらいになっているものだろうと思う。具体的に誰のどんな困り事が解決できるのかというところで考えていくべきだと思います。潜在的にいるかもしれない3者間以上のパートナーシップという人たちのことも排除しない形でできるだけ検討したいと思います。

【委員】今日議論をしていて、既存の結婚に縛られるのではなくて、国立市として、パートナーとしてプラスだと考えているものはどういうものか、そこから出発して議論を組み立てていくことが大事なのだなということを実感しました。

【委員長】ありがとうございました。それでは、今後のことについて事務局からお願いします。

【事務局】それでは、今後の日程についてお話しします。次回は第2回が7月21日火曜日、会場は市役所の北庁舎第7会議室になります。第3回は8月4日火曜日、会場は北庁舎の第7会議室。第4回は8月28日金曜日、こちらも北庁舎第7会議室です。

【事務局】論点整理シートにつきましては、事務局ではナンバー15まで用意しています。次回の7月21日より前にメールでお送りしますので、ご一読いただければと思います。また、今回の1～4については、最下部の「委員会意見」に皆様から出た意見を事務局でまとめた上でお示しします。また議論の中で戻っていただいて、例えば定義をもう一度見直すということもあろうかと思うので、参考にしていただければと思います。以上です。

【委員長】では、今日はこれで終わりでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

--- 了 ---